

平成 29 年 12 月 28 日

お客さま各位

岡崎信用金庫

<平成 30 年 1 月 1 日から>

マイナンバー制度 預金口座付番制度開始のお知らせ

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律を一部改正する法律」に基づき、平成 30 年 1 月 1 日より個人番号・法人番号を預金口座に紐付ける「預金口座付番制度」(以下、「同制度」)が開始されます。

同制度に伴い、金融機関においては預金口座をお持ちのお客さまより、「個人番号」「法人番号」のお届出を求めていくことが必要となります。

弊金庫では平成 30 年 1 月より、新たに預金口座を開設されるお客さま、既に預金口座をお持ちのお客さまより、「個人番号」「法人番号」のお届出をお願いすることとなりますので、何卒ご協力をお願いいたします。

【お届出に必要な書類】

個人の お客さま	次の①～③のいずれか ① 個人番号カード ② 通知カード + 本人確認書類 *1 ③ 住民票の写し(個人番号記載のもの) + 本人確認書類 1 種類 *1 顔写真付きのもの(運転免許証、パスポートなど)であれば 1 点 顔写真のないもの(健康保険証、年金手帳など)であれば 2 点
法人の お客さま	次の①～③のいずれか ① 法人番号指定通知書(発行から 6 ヶ月以内) ② 法人番号指定通知書(発行から 6 ヶ月超のもの) + 法人確認書類 *2 ③ 「国税庁法人番号公表サイト」の法人情報画面を印刷したもの + 法人確認書類 *2 *2 登記事項証明書、印鑑証明書(いずれも発行から 6 ヶ月以内のもの)

※ ご不明な点等につきましては、最寄りのお取引店等へお尋ねください。

なお、既にお届けいただいている「個人番号」「法人番号」を預金口座付番に利用できるよう、弊金庫では本年 11 月、特定個人情報等の利用目的に「預金口座付番に関する事務」を追加し、本ホームページの「個人情報保護宣言(プライバシー・ポリシー)」に掲載しております。

以上